

平成23年度第1回下関市公営施設管理公社経営検討委員会 議事録(要旨)

日時:平成24年1月20日(金)午後1:00～

場所:下関市役所議会棟 第1委員会室

出席:(委員会)道盛委員長、冷泉委員、藤上委員、中谷委員、川崎委員

(下関市)松崎総務部長、佐伯総務部次長、総務課職員(林主幹、山野課長補佐、矢田部係長)

1 開会のことば

2 委嘱状交付

— 吉川副市長より委嘱状の交付 —

3 市長あいさつ

4 委員紹介

——委員の自己紹介——

5 委員長選出

委員の互選により道盛委員が委員長に決定

6 諮問

——吉川副市長より委員長へ諮問——(各委員へ諮問書の写しを配布)

7 議事

○決定事項

・副委員長を冷泉委員とする。

・会議については非公開とするが、議事録の公表を行うなど情報公開に努める。

(審議の中身について、検討の対象となる管理公社の企業情報、職員の個人情報に係る内容に踏み込んで審議する必要があると想定されるため。)

・必要に応じて記者発表を行う場合は、委員長、副委員長にて対応する。

○審議内容

◎委員長 ○委員 ●事務局

◎ 重責を自覚している。管理公社の事業そのものの意義の検討及び抜本的改革案の策定を行うが、委員の専門性を発揮するとともに、市民目線で、予断を持たず、事実に基づいて審議を進めたいと考えている。

～ 審議の主な内容は下記のとおり ～

(1) 経営検討委員会の設置及び運営について

— 委員会の設置経緯、市の取り組み、委員会の目的について事務局より説明—

— 委員会概要、下関市の第三セクター、第三セクター等の抜本的改革等に関する指針の概要について事務局より説明—

◎管理公社以外の100%市出資の団体について同等の委員会は設置されているのか。

●経営検討委員会については、本市で初めての取り組みであり、当委員会での対象は、管理公社のみ。

◎総務省指針では、全て対象という話になっているがどうか。

●対象となる法人を全部という考え方もあったが、管理公社については、経営状況に喫緊の課題が有ると考え、当委員会では管理公社に絞り込んで検討という位置づけ。他の関与法人等については、必要が生じれば審議となるが、市では当委員会が初の取り組みとなるので、当委員会の手法が次に続くと考えている。

◎指針では、厳密な判定が求められている。判定を下すためには物差しが必要だが、明確な物差しの有無については疑問。費用対効果についても、どのような算式を当てはめればよいか、どう判断を下すかなど、慎重な審議が必要だと考える。

○存廃の基準を何に求めるのかという問題もある。

◎公益性の判定が困難。その他も色々ある。

—経営検討委員会の運営について事務局より説明—

◎まず、事業そのものの意義を検討、仮に有だとすれば採算性の検討、その後フローチャートの流れに沿って、点検評価まで行うということだが、点検評価と言うのはどこまでになるのか。

●平成24年度に答申、答申を基に改革プランを市で策定、管理公社で実施計画を立案、実施となる。

一旦、実施状況など様子を見ることになるが、再度委員会での検討が必要となる場合も想定される。

◎採算性検証のための経営分析をする監査法人は決まっているか。

●予算要求をしている段階。未確定だが、そのようにしたいと考えている。

◎予算化されなければ採算性の検討は委員会ですることになるのか。

○下話もしていない状況か。

○平成24年度からスタートということは、分析に2ヶ月はかかるので、6月以降でないと判断の材料は出てこないということか。

●予算要求の段階であり、確定ではないが経営分析は外部に委託したいと考えている。

—経営検討委員会のスケジュール(案)について事務局より説明—

◎スケジュールについてなにか意見があるか。

○中間報告はどのレベルか。事業全てについて1月中に説明し、それに基づく中間報告と言うことか。

●中間報告は途中経過についての報告を考えている。

○状況報告と言う意味で、事務局対応と言うことか。

◎確認する。管理公社の事業意義の有無について判定を下し、その結果を中間報告に盛り込むのか。

●まだ、委員に経営の中身も説明できていない。意義の有無までの判定ができるかは不明。

委員会の中で資料や情報提供を進めながらになると考える。次年度、管理公社に関して審議するため、経営状況が変化した場合、判断が困難となり、流動的な状況となることも困る等の理由から、現状を維持し、委員会の審査を待つというような意見があれば、それを中間報告とすることを考えている。

○会議の開催経過報告でよいか。

- そう考えている。新年度には、当面どうあって欲しいという方向性があれば良い。
- ◎少し整理する。管理公社の事業意義の有無、公益性の有無を中間報告に盛り込むべきかと思うが、そうではないということか。
- 事業意義の有無を判断するには、判断材料がそろわなければいけないと考えている。判断のため、委員会は今こうしているという、あるいは、審査結果が出るまでは当面管理公社はこうあって欲しいというような内容があればと思う。まだ、審査過程であるという意見、いわゆる経過を示すということ。
- 経過報告で良いか。
- 事務局での経過報告ではないか。経営分析もまだ見ていない状況であり、3回目までの審議状況の報告になるのではないか。
- 審議の中間整理を行い、整理した状況を報告するもの。
- 中間整理案となると、少し重みを感じる。
- 委員会の回数が少ない。会議の進行についての目標が明確でないと進められない。
- 中間整理案の中身は何を期待されているのか。
- 審議進行中も、管理公社の弱体化は進む。審議を進める価値の有無についての判断まではと考えている。そうすると、現状保全が必要。審議に値するかまでは判断して欲しいと考えている。
- ◎審議の価値の有無、継続する価値の有無の判定を下すため、管理公社を何かの基準で見て現在、価値があるかどうかは、委員会として示すべきと考える。
- 詳細な審査は今後になるが、少し見ただけでだめとの判断をされれば、時間をかけても仕方ない。
- ◎なにを基準とするかが問題。
- 基準は審議中に検討となる。
- ◎公益的施設の管理を、自治体直轄とするか、公社に任せた方が効率的かという判断が必要。下関市では、以前に判断を下して管理公社などに委託している。その判断が適切なのか。とんでもないということになればこのあとの審議はなくなる。本日を含め3回の審議で、判定が可能か。
- 現状では判断材料が不足。第2回以降を聞かないと難しいと思う。
- ◎それくらいの中間報告をすることを目標として進めたい。
- 次の項目、管理公社の概要について説明願う。

(2) 公営施設管理公社の概要

—管理公社の概要について事務局より説明—

- ◎管理公社の概要説明を受けたが、委員から質問等あるか。
- 満珠荘がオープンすれば、事業が1個増えるということか。
- その通り。
- 平成23年度は、4月か5月決算数値が確定と思うが、現在、赤字か黒字かは分かるか。
- 経営分析の対象は22年度まで、23年度は仮の状態になるのではないか。
- 管理公社への市からの指定管理業務及び委託業務では、平成22年度までは精算方式。事業終了後、剰余金は全額市に返還している。組織図の2～13番までの事業は、全て収支ゼロとなっている。21年度

及び22年度は、特別会計の売店事業で、合わせて100万程度の赤字を出している。2年連続赤字。

○毎年、剰余金は返しているということか。

○内部留保は無いということか。

○職員はプロパーの職員か。若い職員か、それとも定年後の再雇用職員か。

指定管理の公募に敗れた理由は、大きくは価格差だと思うが、そうならば、どのくらいの差か分かるか。

●公募に敗れた原因と言うことだが、指定管理者の選定では、価格点だけで選定しているわけではなく、事業提案を主眼とした総合的な評価をしている。

○それで敗れたということか。

●指定管理候補者の選定で価格点を重視しすぎた場合、価格だけ安ければ、挽回不能となる。事業提案を含めた総合評価を行っている。

◎企画力や、提案力に欠け負けたということになり、かなり深刻である。

●価格は安かったが、提案が今一步だったという例もある。

○相手との違いなどの、敗因を示して欲しい。

●本日は用意していないが順次、資料をそろえる。

○了解した。最初の質問、職員の方はどうか。

●管理公社のプロパー職員である。

○若年層の職員と言うことか。

●昭和44年設立から職員がいるので、50代の職員も多数いるし、まだ若い職員もいる。

年齢構成についても、後日資料を準備する。

○市の職員はいるか。

●職員はいる。理事長と、専務理事が市の職員だった。

◎市からの派遣ということか。

●市を退職後の再就職。

○以前、市の退職者が希望すれば、管理公社で働けると聞いていたが、今は若い人が入って年をとってきたということか。賃金体系も市役所に準じた形になっているのか。

●賃金は、市の職員の7割程度。

○市の職員の7割程度で、年功で上がって行くという体制か。

●働きや、リーダーシップの欠如の場合は、査定で据え置くという形に、最近から変わって来ている。

○それまでは、年功で上がってきたということか。

●それまでは、年功で少しずつ上がってきた。

○管理公社に限らず、外郭団体は全部行き詰ってきている。賃金は本体(市)と比較すれば低いが、体系が本体にならって作られている。それが理由で全部行き詰って来ている。その体制にも問題が有ると思う。

○剰余金は返還させるということだが、赤字補てんはしているのか。

●赤字補てんはしていない。委託等の金額を決め、その中で運営、残ったものを返還と言う形で、内部留保も無ければ、赤字補てんも無いという状況。

●銀行からの借入れや、借入れに対する市の保証はしていない。管理公社は資産を持っていない。単純に人件費と事務費だけになる。

◎設備投資、備品購入など、管理公社はどうやって運営するか。

●本社経費の中でやっている。

○剰余金が出れば返還ということだが、あくまで市の予算として計上したお金を使い、その結果残ったものであり、管理公社が収益を上げて剰余金が出たということではない。

事業収入が減り、困ったということではなく、経費は今まで通り使っている。剰余金を返すと言うと、お金が余っているように聞こえるが、実際は市から指定管理料・委託料が出ている。その認識が必要と思う。

○市からたくさんのお金が出ている。適切な委託料か、その額を知りたい。

○各事業について個別に、業務に対し適切な費用かどうか見なくてはいけない。

実際に収益を見ると、直近2年はマイナス。この2年がマイナスということは、23年度もマイナスとなる可能性が高い。3期連続でマイナス見込みなので、この委員会が立ち上げられたと思っている。今後、市からお金を投入しなくてはならない状況になると思っている。

○人員配置、賃金構成に問題が有る。市は予算を投入するが、事業収益が無ければ市の大きな負担になる。賃金体系など全てを見直し、収入に見合った体制作りが必要と思う。国の一部の外郭団体は全部それで行き詰った。従前は、役所からの補てんが有り、経営努力が足りなかった。

◎国の一部の外郭団体と、管理公社との違いが有れば分かりやすく説明願う。

●管理公社の予算について、平成22年度までは管理公社の予算を市の財政課で査定していた。人件費、経費をチェックし、各主管課に予算を割り振っていたが、指定管理者制度の公募開始に伴い、財政課で予算査定はしないこととなった。競争の中で決定したことであるので、管理公社が職員を昇給させたければ、決定金額の中で、管理公社内部で調整することが今のスタンス。

●国の一部の外郭団体との比較という面では、管理公社にも市のOBが入社しているが、施設管理について必要な人材が入社しているということであり、天下りというものとは性格が違う。

○国の例を出したが、要は市の支出の削減が大事と考える。

○職員の退職金は、計算は出来るか。清算の場合に必要な退職金は計算できているか。

○退職金の原資はあるか。

●全額はない。一部積立てはしているが、全員分には不足している。

○積立てとは。

●管理公社の会計の中で、退職引当金を積立てている。

○指定管理や業務委託以外に市から資金を投入しているのか。

●管理公社に対し、新たな補助金を出していないが、市から委託料や指定管理料の支払は有るので、民間事業者と比較した場合、間接的な支援という考え方は有るかもしれない。

○赤字で管理公社の資金が減少し、このままでは運営資金が不安という意味であり、現状補てんはない。

○管理委託制度であれば、市への返還の意味は分かるが、指定管理者制度で返還というのは理解できない。この場合の剰余金は、管理公社の自己努力で出たお金であり、管理公社でプールすれば良いと思う。

●税法上、税務署に届出て、収支がゼロの場合の特例を受けるためにしていたこと。

○管理公社は、そのような位置におかれたら成り立たないと思うが。

●設立当初は不明だが、市にとって、困った時の管理公社頼みという面が有り、また、逆に、管理公社の面からは、そういうことを受けていれば、人件費は保証された仕事がやってくるというメリットは有ったと思う。

管理委託制度の下では、お金を返し内部留保しなくても、法律で仕事が保障されている、ということだったと推察される。

◎管理公社設立時の公益目的だけでなく、副次的効果の期待も含め考える必要がある。

○管理公社が事業を継続する意義が有るか、どのような改革をすべきか、これが、当委員会の目的だが、市の関与の仕方も考えるべきだと思う。

●いわれる通りである。

補てんという話が有ったが、相手が管理公社であれ民間であれ、公園の管理など全額を市からの委託料で賄わなくてはならない施設もある。公益目的を果たすために必要な経費については支出するという意味である。

管理委託制度から指定管理者制度への移行の中で、従前、法で守られていたものが大きく変化したが、対応できていないことが問題になっている。

指定管理者制度全体については、公の施設にどれだけ税金を投入するのかという話となり、市全体としての行財政改革の話になる。

○剰余金返還の理由は何か。単なる税金対策か。

○もったいないということではないか。

●財団であり、利益を求めるものではないという意味かと思う。

○管理公社は公益法人にはならないのか。

●公益法人になるためには、今の施設管理業務だけでは難しいようである。専門性が必要であり、管理公社については、山口県の学事文書課に聞いてみたが難しいという感触であった。

●剰余金返還の理由だが、管理公社は、別組織ではあるが市の予算の中に組み込まれて動いて来ており、利益とか組織の拡大とか、本来組織がもつ本能を有していないということである。

○民間が受託した場合でも、赤字が出た場合は補てんするとのことだが、聞き間違いか。

●色々な例が有る。公の施設の管理運営を適切に行うため、必要な経費に不足する分を支出するという意味で、赤字補てんするというわけではない。

○お金を出すことには間違いはない。収益が上がらない場合、民間では破綻となる。それをつぶさず、市が関与、支援するというところだから、管理公社がこの事業をやる価値があるかないかということになる。

○次回以降に、事業ごとの内容説明があるのか。

●各施設について、模式的パターンを示し、どこに該当するかを説明する。

◎審議を進めるための情報がまだまだ必要であると思う。次回の委員会までの間に質問など出してくれば、事務局に知らせるということで良いか。

●連絡をもらえば、事務局で整理し委員に郵送する。

◎管理公社の概要については、これまでとする。

会議の公開について協議する。管理公社の概要を聞き、かなり管理公社の中に立ち入った情報収集や意見交換が必要だと思われる。このことも考慮し、公開及び取材対応について考えたい。さらに、我々が委員会の審議の中で知り得た事実について守秘義務についても整理が必要だと思う。

公開について本日決定するが、傍聴可とした場合、委員会の途中で、この部分はこういう理由で傍聴人は退席してください、となることが明白である。管理公社の業務内容や職員、理事に対し深く質問すること

が想定される。委員会での議論の中でも同様と考える。

○傍聴を前提とした公開の場合、傍聴に関する手続き決定も必要。議事録での公開が望ましいと思う。

◎このようなテーマなので原則、全面公開したいという気持ちはあるが、なかなか難しいようである。

○議事録だけの公開も可能なのか。その選択肢もあるということか。

●会議は非公開、議事録は公開という方法も可能。

○それが一番、収まりがよいように思える。

○議論の過程まで出すと、関係者への波及も心配。退職金の話も出たが、そこだけ黒塗りで出した場合に、却って何かあると思われるのではないか。

○公開ということは、それらも含めて全て公開ということになる。

○審議の過程まで出すのはどうかと思う。情報の公開は必要と考えるので、委員長から記者発表する方法は必要だと思う。

●原則公開だが、審議内容により、個人情報、企業情報に及ぶことが有るため、審議は非公開、ただし議事録は可能な限り公開するという形になるが良いか。

◎議事録をホームページ上でアップするなどの方法で情報公開はすることで良いか。

●委員会で異存なければそれで進める。

◎では、そのように決定する。報道からの取材申込みの場合は、対応窓口は事務局、基本的には委員長、副委員長で対応とする。

●質問や、必要な資料があれば事務局まで連絡をお願いする。

◎次回委員会では管理公社へのヒアリングも予定されているが、質問内容、必要な資料を管理公社に伝えておくことも必要かと思う。

○質問を考えるに当たり、管理公社の組織、業務内容は、資料をみれば分かるのか。資料がないと、何を質問したらよいかも分からない。

○資料は不足している。事前に資料を見て、その上で質問という形が望ましいと考える。

●管理公社は、毎年議会に経営状況を報告している。その資料と本日委員会の中で話のあった資料を、事前に委員に送付する。

◎これは、総務委員会に提出した資料か。

●出資法人特別委員会の資料。

○特別委員会の議事録をホームページで見たが、あまり詳しいものではなかった。

●この議事録の審議を行うに当たって、提出した資料がある。

○その資料を見たい。

◎そのほか、事務局から何かあるか。

●次回日程は、委員の予定を調整の上、早急に知らせる。資料は郵送で対応するので、疑問点などあれば事務局に問合せ願う。

— 閉 会 —